

愛知県立大学と公益財団法人あいち産業振興機構との連携協力に関する協定書

愛知県立大学(以下「甲」という。)と公益財団法人あいち産業振興機構(以下「乙」という。)は、産業振興分野で相互に連携協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲と乙は、相互に緊密な連携協力と情報共有を図ることで、愛知県の産業振興及び地域課題の解決に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、以下の事項について連携・協力する。

- (1) 愛知県内企業等と甲との共同研究、受託研究等の推進に関すること
- (2) 愛知県内企業等の新事業の支援に関すること
- (3) 愛知県内企業等のDX(デジタルトランスフォーメーション)導入に関すること
- (4) 愛知県内個人の起業の支援に関すること
- (5) その他地域経済活性化に関すること

(連絡調整窓口)

第3条 前条に掲げる事項を円滑かつ効果的に実施するため、双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

(経費)

第4条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、その内容により甲と乙の協議により決定する。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示または漏洩してはならないものとする。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りではない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、2022年3月16日から2023年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲と乙のいずれからも満了の申し入れがないときは、さらに1年間効力が延長されるものとし、その後も同様とする。

(雑則)

第7条 本協定書が定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めるもの他に合意すべき事項が生じた場合は、双方で協議の上、新たに定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。

2022年3月16日

甲 愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3
愛知県立大学

学長 久島木原 玲子

乙 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
公益財団法人 あいち産業振興機構

理事長 兼松 達子